小牧市多文化共生協議会委員公募要領

（令和８年１０月１５日
８小多第１１７４号）

（趣旨）

第１条　この要領は、小牧市多文化共生協議会設置要綱（令和８年１０月９日８小多第１０８９号）第３条第２項第５号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の公募及び選考について、必要な事項を定めるものとする。

（応募資格）

第２条　公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和８年１１月１日において、市内に在住し、在勤し、又は在学する１８歳以上の者（小牧市職員及びその同居の家族を除く。）

(2) 全５回程度、平日午後７時から午後９時頃まで開催する小牧市多文化共生協議会（以下「協議会」という。）に出席することができる者

（委員報酬）

第３条　委員に委嘱され、協議会に出席したときは、1回につき 7,700 円の報酬を支払うものとする。

（応募方法）

第４条　公募委員に応募しようとする者は電子申請システムで応募しなければならない。

２　応募の受付期間は、この要領の施行の日から令和８年１１月３０日午後４時までとする。

（公募委員の数）

第５条　公募委員の数は、２人以内とする。

（選考委員会の設置等）

第６条　公募委員を選考するため、小牧市多文化共生協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

２　選考委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 市民生活部長

(2) 市民生活部次長

(3) 多文化共生推進室長

3　選考委員会に委員長を置き、市民生活部長をもって充てる。

4　選考委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

5　選考委員会の委員は、第８条の規定による通知をした日に解任されるものとする。

6　選考委員会の庶務は、多文化共生推進室において処理する。

（選考）

第７条　選考委員会は、応募者について、別表に掲げる基準に基づいて審査を行う。

2　選考委員会は、前項の規定による審査の総合点が高い者から順に公募委員を選考する。ただし、各委員の総合点が同点となり、順位を決定することができない場合は、選考委員会での協議により決定する。

（選考結果の通知）

第８条　選考委員会は、選考の結果を応募した者全員に通知するものとする。

（雑則）

第９条　この要領に定めるもののほか、公募委員の公募及び選考について必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附　則

1　この要領は、令和８年１０月１５日から施行する。

2　この要領は、第８条の規定による通知をした日にその効力を失う。

別表（第７条関係）

小牧市多文化共生協議会公募委員選考基準

１　選考基準

審査項目	配点	審査内容
応募動機・意欲	5	明確な動機や関心を持って参加する意欲及び熱意が感じられるか。
表現力・論点整理	5	課題等や自らの考えについて論点整理がなされており、わかりやすいか。
公平性・中立性	5	考え方に偏見がなく、市民全体の立場に立った考え方をしているか。
社会的知識	5	社会状況及び本市状況を理解しているか。

２　配点内容

点数	内容
５点	優れている
４点	やや優れている
３点	普通
２点	やや劣っている
１点	劣っている